伐木等業務（チェーンソー）特別教育

2025年６月９日（月）～11日（水）の３日間、千葉県木材市場協同組合（東金市）の多目的ホールにおいて伐木等業務（チェーンソー）特別教育が行われました。

チェーンソーを用いて行う伐木等作業は労働災害の発生率が高く、安全対策を強化するため労働安全衛生規則の一部が改正され、2020年８月１日以降は伐木造材作業等に従事するには特別教育を修了しなければ業務に就くことができないこととなっています。

そこで日造協千葉県支部では県造協との共催により、伐木等業務（チェーンソー）特別教育を計画し20名が受講しました。講師は林業・木材製造業労働災害防止協会千葉県支部担当者で、学科教育９時間、実技教育９時間を受講しました。

現場で使い慣れている方もほとんど未経験の方も伐木手順・手法をはじめ刃の研ぎ方、メンテナンス等勉強になる事が多かったと思います。

チェーンソーは通常業務でも使用する事は多いと思いますが、台風等災害発生時の倒木処理には我々の出番です。特に安全面には留意する必要があります。夏季や高所でチェーンソーを使用する場合、邪魔扱いされてしまう防刃手袋やチャップスですが、自分の身を守るための装備です。過酷な作業条件の時こそ安全装備には最大限の配慮を行ってください。

受講には経験年数等はありません。誰でも受講できますので、いざと言う時のために必須の教育となっております。新人さん含めチェーンソーを扱う可能性のある方は全員是非受講をお願いいたします。

（日造協千葉県支部幹事　山下智一）